

水道需要家 各位

上水道管とその他の配管の接続(クロスコネクション)の禁止について

佐賀西部広域水道企業団

上水道管とその他の配管を直接接続することはクロスコネクションといい、水道法で禁止されています。

① その他の配管とは

井戸水、排水、農業用水、工業用水、再生水、温泉水等の配管を指します。

② クロスコネクションに該当するケースとは

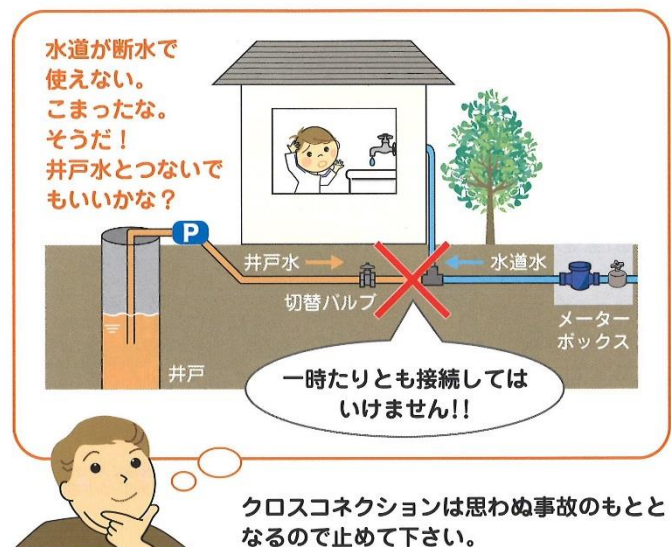
上水道管と上記の管が直接接続されている状態を指し、必要に応じてバルブで切り替えて使用している状態も含まれます。

③ クロスコネクションの危険性

上水道管と井戸水などその他の管を接続してしまうと、バルブの故障や操作ミスにより、井戸水などが水道管に逆流する可能性があります。

この水が汚染されていた場合、周辺のご家庭では本来ならば飲用に適さない水を飲んでしまうこととなります。反対に多量の水道水が井戸等に流れ込み、莫大な水道料金が請求される可能性もあります。

水道水の汚染を防止し安全性を確保するという観点から、クロスコネクションは水道法により固く禁止されています。



④ クロスコネクションが発覚した場合

万が一、クロスコネクションが発覚した場合は指定給水装置工事業者に依頼して、速やかに上水道管とその他の配管を切り離してください。切り離し工事の費用は個人負担となります。

なお、切り離しが確認されるまでの間、法令にもとづき、給水を停止することがあります。

※問い合わせ先(本書の内容について)
佐賀西部広域水道企業団
営業課 給水係
TEL 0952-68-2225